

## 第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の進捗状況

### 1 相談体制の機能強化

#### 〔はじめの相談〕

#### ① 拠点相談事業（新宿区）

平成 18 年 4 月から拠点相談事業（とまりぎ）を引き続き実施している。  
なお、ハローワーク・東京ジョブステーション・NPO等との連携も強化している。

#### ② 巡回相談事業（都区共同）

平成 18 年 4 月から都区共同の自立支援システムとして巡回相談事業を引き続き実施している。

#### 〔施設入所中の相談〕

#### ③ 巡回相談一時宿泊支援事業（新宿区・民間団体）

NPOが行う巡回相談機能と、区の一時宿泊事業が連携して、6床分の緊急宿泊ベッドを確保している。

#### ④ 地域生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業（新宿区）

宿泊所に入所している、地域生活の継続が困難なケースに対して生活相談等を行う地域生活サポートを、緊急一時保護機能と併せて引き続き実施している。

#### 〔アパート生活後の相談〕

#### ⑤ 訪問サポート：地域生活安定促進事業（新宿区）

アパート転居への支援や、転居後の生活相談等を行う訪問サポートを引き続き実施している。

#### ⑥ 自立支援システムによる生活支援（都区共同）

自立支援システムの退所者について、「地域生活継続支援事業」として実施している。

### 2 アセスメント（支援方法の判断・評価）システムの構築

#### ① アセスメント（支援方法の判断・評価）システムの構築

アセスメントを行うためのチェック項目を面接カードに採り入れて、面接を行っている。

※ チェック項目については、困窮の要因が多様化・複雑化してきているため、定期的に見直している。

### 3 福祉的支援の条件整備

#### ① 応急援助事業（新宿区）

食料の提供、シャワーの提供、日用品の支給、結核検診を中心とした保健所との連携を引き続き実施している。

- ② 年金の調査（新宿区）  
相談・助言の中で年金調査を行い、年金受給に結びつくよう取り組みを行っている。
- ③ 住民登録の設定（新宿区）  
住所設定に関する手続きについて支援を実施している。

#### 4 施設・住宅資源の確保

##### 〔緊急対応型〕

- ① 民間宿泊所の借上げ（新宿区）  
緊急用の一時的な宿泊所として、21床まで拡充してベッドを確保している。
- ② 緊急一時宿泊事業（都区共同）  
都区共同で、宿泊所を確保し、住宅資金給付事業の利用が見込まれる場合や、就労し、又は就労が決定している場合の一時的な宿泊援護を実施している。
- ③ 緊急一時保護事業（特別区人事・厚生事務組合）  
厚生関係施設を活用した緊急一時保護事業を実施しているが、ホームレスを対象とした一時保護専用の施設の設置には至っていない。

##### 〔地域生活移行：定着型〕

- ④ 生活支援付き住宅（施設）援助事業（国・東京都・新宿区）  
平成24年、NPOによる都市型経費老人ホームを、東京都の助成制度に基づく区の補助により開設した。
- ⑤ 無料低額宿泊所の居宅生活移行支援事業（新宿区）  
無料低額宿泊所の指導員の配置には至らなかったが、区内宿泊所に加え、区外宿泊所についても、自立に向けた支援をNPOに委託して平成23年度から開始した。
- ⑥ 自立支援ホーム（新宿区）  
短期的・集中的に就労指導や生活指導を行い、自立を支援する自立支援ホームを引き続き実施している。
- ⑦ 住宅の確保（国・東京都）  
公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、家賃助成など、引き続き要望する。
- ⑧ 自立支援システム（都区共同）と厚生関係施設の再編整備計画  
運営主体である特別区人事・厚生事務組合との連携を深めながら、再編整備計画に取り組んでいる。

#### 5 就労支援

- ① 就労支援（国・東京都）  
TOKYOチャレンジネットなどにおいて、技能講習事業を拡充して実施している。
- ② 就労支援・住宅支援等相談機能との連携（新宿区）  
ハローワークとの連携として、平成23年に新宿就職サポートナビを開設した。

連絡会の設置までには至らなかったが、密に連絡を取り合い連携している。

また、区の仕事支援機関で行っている住宅支援給付事業と新宿ジョブサポート事業を同じNPOに委託することで、事業の連携と支援体制の強化を図っている。

③ 雇用対策におけるセーフティーネットの充実（国・東京都）

セカンドセーフティーネットを強く要望し、新たに生活困窮者自立支援法が提案される見込みである。

## 6 人的資源の開発とネットワークづくり

① ホームレスの自立支援ハンドブックの作成（新宿区）

ホームレス支援策の理解を深めてもらうために、平成 22 年度に作成したハンドブックを、町会・自治会、民生・児童委員、小中学校に配布し、周知を行っている。

② 福祉関係職員の研修等の実施（特別区人事・厚生事務組合）

ホームレス支援策の共通認識を図るための研修を実施している。

③ 広域的な関係機関会議の設置（国・東京都）

設置を求めているが、ホームレス問題を中心とする会議の設置までには至っていない。

④ 地域別連絡会議の設置

関係機関・NPO等支援団体との連絡会議を行っている。

## 7 公共施設の適正管理

① 大規模公園

いわゆるテント生活のホームレスについて、施設管理者やNPOと連携して、都立戸山公園のテント数は、平成 24 年度にゼロ張となった。

新宿中央公園は、アパート等への転居を進め、平成 25 年度には、3 張まで減少した。

② 中小規模公園

定期的な施設管理者の巡視と併せて、巡回相談を行うとともに、通報があったときは、迅速な対応を図っている。

③ 道路等

定期的な道路管理者の巡視と併せて、巡回相談を行うとともに、道路管理者、警察等と連携して、対応している。

④ 図書館などの公共施設

人権に配慮しながら、施設管理者から注意を行うとともに、巡回相談員を派遣し、シャワー設備や衣類の提供について利用を促している。

## 8 人権啓発

① ネットワークづくり等による啓発

「ふれあいトーク宅配便」や地域別連絡会議、環境対策会議などの機会を捉え、随時

啓発を行っている。

② シンポジウム等を通じた啓発

ホームレス問題のシンポジウム等について周知と参加に努めている。

③ 第Ⅱ期推進計画・区広報紙等を活用した啓発

ホームページによる計画の公開や、概要版の配布により人権啓発に努めるとともに、人権週間には、ホームレスの人権啓発のためのパネル展示を行っている。